3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、１足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程（下記の工程をすべて行う場合）	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	699円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	617円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（２か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,104円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	531円
底付け（セメンテッド方式によるものに限る。）	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	594円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	659円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	761円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	954円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	531円

4　効力発生の日　平成29年４月26日

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十九年三月十三日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　成果の名称

（一）平成二十七年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十七年度都市部官民境界基本調査簿

（二）平成二十八年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十八年度都市部官民境界基本調査簿

二　前項（一）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　神奈川県相模原市、三重県志摩市、南伊勢町の一部

三　第一項（二）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　宮城県白石市、京都府宇治市、鳥取県境港市、高知県土佐清水市、四万十町の一部

公　告

諸　事　項

工場財団

広島県呉市音戸町南隠渡一丁目７番７号**株式会社音戸工作所**の工場財団に広島県呉市音戸町南隠渡一丁目1918番地株式会社音戸工作所音戸工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年３月27日　　広島法務局呉支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成29年３月14日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年３月27日

秋田地方法務局長　戸津　利彦

記

氏名　菊地喜久雄

所属する司法書士会　秋田県司法書士会

登録番号　秋田第200号

事務所の所在地　秋田市山王六丁目１番１号

違反行為　会則違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成29年３月16日から４か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年３月27日

名古屋法務局長　小栗　健一

記

氏名　鈴木　勝博

所属する司法書士会　愛知県司法書士会

登録番号　愛知第826号

事務所の所在地　名古屋市中区丸の内三丁目７番９号チサン丸の内第２

違反行為　受託事件の放置等

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第３００３７号

千葉県市川市市川３丁目35番８号

申立人　山下　　渉

本籍東京都中央区日本橋馬喰町２丁目13番地２、最後の住所千葉県市川市二俣530番地（特別養護老人ホームホワイト市川別館）、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日平成28年12月11日、出生の場所東京府北豊島郡三河島町、出生年月日大正13年３月21日、職業無職

被相続人　亡　笠**原**多惠子

事務所千葉市中央区本千葉町１－１日土地千葉中央ビル10階村上・湊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湊　　弘美

千葉家庭裁判所市川出張所